

6月中の県内全域取締日

～埼玉県警察・交通指導課～

※ 交通事故の発生状況に応じ、取締り内容を変更する場合があります。

実施日	実施重点	
	昼間	夜間
6月5日(金)	<p>【交差点関連違反】 交差点における交通事故を防止するため、横断歩行者妨害・信号無視・一時不停止などの交差点付近での取締りを強化します。</p>	
6月10日(水)	<p>【自転車及び小型モビリティによる違反】 自転車の法令違反が主原因となる交通事故防止のため取締りを強化します。また、電動のキックボードやペダル付き電動バイク等の小型モビリティに対する法令の周知及び取締りを強化します。</p>	
6月18日(木)	<p>【交差点関連違反】 交差点における交通事故を防止するため、横断歩行者妨害・信号無視・一時不停止などの交差点付近での取締りを強化します。</p>	<p>【飲酒運転】 飲酒運転に起因する悲惨な事故が後を絶ちません。極めて危険かつ悪質な違反である飲酒運転を根絶するため、取締りを強化します。</p>
6月26日(金)	<p>【交差点関連違反】 交差点における交通事故を防止するため、横断歩行者妨害・信号無視・一時不停止などの交差点付近での取締りを強化します。</p>	

- 自転車の交通死亡事故が多発傾向にあります。自転車の運転中はヘルメットをかぶり、信号や一時停止等の交通ルールを守って運転してください。
- 令和7年中における交差点（付近を含む。）における交通死亡事故は、全体の約69%を占めています。交差点を通行する際は、左右の安全確認、歩行者や車両（自転車を含む）等の動向を確認してください。
- 上記取締り予定以外においても、各種交通指導取締りを実施しています。
- 令和8年4月1日より、道路交通法の改正に伴い、16歳以上の自転車の運転者に対して交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されました。自転車の交通違反に対しては、基本的には指導警告を実施しますが、交通事故の原因となるような悪質・危険な交通違反については、反則金の納付を伴う取締りの対象となります。
[自転車への交通反則通告制度の導入については、こちらでも確認をお願いします。](#)

※小型モビリティとは

小型モビリティとは「バッテリーを使って動く乗り物のうち、軽量でコンパクトな乗り物」全般を指します。

主に取締強化対象となる車両については、いわゆる「電動キックボード」や「ペダル付き電動バイク」等となります。

